別紙(2) 放送番組の編集の基準

放送番組基準

株式会社アイ・キャン

株式会社アイ・キャン(以下「当社」という。)は、ケーブルテレビにおける地域情報を 中心に視聴者に提供する放送局である。

当社は地域に根ざしたケーブルテレビ局として、我が国の高度情報化社会の実現に寄与 するため、法と秩序を尊重して、言論及び表現の自由を守り、また、民主主義の精神に従 い、基本的人権と世論を尊び、視聴者からの要望に耳を傾け、社会の信頼にこたえる放送 を行う。

I. 放送番組の編集にあたっては、個々の番組について以下の種別を適用する。

1. 教育番組

家庭および社会における成人、青少年、児童に対して知見を広め、倫理性、情操を養い、 生活の向上を意図した番組。

2. 教養番組

国民生活および国際事情等についての知見を広め、 情操を豊かにし、文化、生活の向 上を意図した番組。ただし、教育に属するものを除く。

- 3. 娯楽番組 スポーツ、音楽を含め、生活を明るく、楽しく豊かにすることを意図した番組。
- 4. 報道番組

社会にとって重要あるいは 時事的な出来事を客観的、かつ公正に報じる番組。

- 5. その他
 - (1) 通信販売/商品又はサービスの通信販売を目的とした番組。
 - (2) その他/上記のいずれにも属さないもの。
- Ⅱ. 放送番組の編集に当たっては、以下の点を遵守する。
- 1. 公共の安全及び善良な風俗を害しないこと。
- 2. 政治的に公平であること。
- 3. 報道は事実を曲げないですること。
- 4. 意見が対立する問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

Ⅲ. 放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和及び放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し、内容の充実に努めることとし、当社が自主制作する番組及び広告などを次の基準によって編集する。

- 1. 人権・人格・名誉
 - (1) 人権を守り、人格を尊重する。
 - (2) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
 - (3) 個人や団体の名誉を傷付けるような取扱いはしない。
 - (4) 人種・性別・職業などによって取扱いを差別しない。
- 2. 法律·政治·経済
 - (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
 - (2) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - (3) 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いを注意する。
 - (4)国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審 理を妨げないよう注意する。
 - (5) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。
- 3. 論争及び裁判
 - (1)意見が対立している問題については、できるだけ多角的な見地から論点を明らか にし、公平に取り扱う。
 - (2)係争中の裁判に係る刑事・民事事件については、裁定を妨げるような放送はしない。
- 4. 宗教
 - (1) 宗教に関する放送は、信教の自由を尊重し、公正に取り扱う。
 - (2) 特定宗教の宣伝及び寄付の募集などは取り扱わない。
 - (3) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないよ うに注意する。
- 5. 家庭·社会
 - (1)家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
 - (2) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
 - (3) 社会の秩序、悪い風俗・習慣を見出すような言動は肯定的に取り扱わない。
 - (4) 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ち を起こさせたりするような取り扱いはしない。
- 6. 個人情報
 - (1) 個人情報の保護に関しては当社の基本方針に基づき、適切に取り扱い、その保護 に努める。
- 7. 広告の責任
 - (1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、また関係法 令などに反するものであってはならない。
 - (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
 - (3) 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。
- 8. 懸賞
 - (1) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないように注意し、社会常識の範

囲内にとどめる。

- (2) 視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努め、審査は出演者の技能などに 応じて公正を期する。
- 9. 表現上の配慮
 - (1) 放送内容は、放送時間に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えな いようにする。
 - (2) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
 - (3)人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
 - (4) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度 から論じるよう努める。
 - (5) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
 - (6) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現 をしてはならない。
 - (7) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。 ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。
 - (8)迷信は肯定的に取り扱わない。
 - (9)病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現するときは、視聴者に嫌悪感を与えな いようにする。
 - (10)精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情を刺激してはな らない。
 - (11) 医療および薬品の知識に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを 与えないように注意する。
 - (12) サブリミナル的手法で、潜在意識に働き掛けるような表現はしない。
 - (13) 短周期の繰り返し点滅や輝度が急変する等の映像手法は、身体へ与える影響が 大きいので十分配慮する。
- 10. 暴力表現
 - (1)暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
 - (2) 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。
 - (3)殺人・拷問・暴力・死刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体 的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。
- 11. 犯罪表現
 - (1)犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしない。
 - (2) 犯罪の手口を表現するときは、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。
 - (3) 賭博(とばく)およびこれに類するものの取り扱いは魅力的に表現しない。
 - (4) 麻薬を使用する場面は、魅力的なものとして取り扱わない。
 - (5) 催眠薬・覚せい剤などの乱用を肯定したり、魅力的なものとして取り扱ってはならない。
 - (6) 誘かいなどを取り扱うときは、その手口を詳しく表現してはならない。
 - (7)犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱うときは、正しく表現するように注意する。
- 12. 性表現

- (1) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- (2) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- (3) 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り 扱わない。
- (4) 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- 13. 誤報の訂正
 - (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又 は訂正する。